

○姫路ライフ・スマート都市推進コンソーシアム規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、姫路ライフ・スマート都市推進コンソーシアム（以下「本会」という。）と称する。

第2章 目的及び活動

（活動目的等）

第2条 本会は、姫路市において官民が連携し、効果的に姫路版スマートシティ事業を推進することで、第2期姫路市官民データ活用推進計画に定める目指すべき姿「市民一人ひとりが暮らしに満足し、自分らしい生活を送ることができる姫路～姫路版スマート都市の実現～」の実現に寄与することを目的とする。

2 姫路版スマートシティ事業（以下「本事業」という。）とは、マイナンバーカードとデジタル技術の活用により、姫路市民が様々なライフシーンで暮らしの豊かさを実感できる「姫路ライフ・スマート都市」を実現する事業であり、以下の内容を含む。

- (1) デジタル活用による、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- (2) その他、本会又は姫路市において構想する内容

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) デジタルサービス実装・運営管理

ア 本事業に係るデジタルサービス（以下この条において「サービス」という。）の実装及び姫路市民への提供

イ サービス及びデータ連携基盤の運用保守及び課題管理

ウ サービス及びデータ連携基盤において取り扱うデータに係るセキュリティの

観点での統制

エ 市民にとっての使いやすさを考慮した、サービスのUI/UXの継続的な改善

オ 統括 PMO 、PDCA サイクルの実施等によるサービスの評価

カ Well-being 指標による現状及び成果の測定

キ サービスの利用促進及び普及促進に向けた広報活動

(2) セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの制定

イ 自己評価及びPDCA サイクル等に基づくセキュリティポリシーの改善

ウ プライバシーポリシーの制定及びプライバシー影響評価 (PIA) の実施

エ セキュリティインシデント対応のためのCSIRT等の組織の設置

オ CSIRT等における、事案に即応するための定期的な訓練

(3) その他

ア 本事業及び本会の将来構想に係る検討

イ データ連携基盤を活用したデータ分析・利活用に関する研究

ウ その他本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員等

(会員)

第4条 本会は次に掲げる会員によって構成されるものとする。

(1) 代表会員 姫路市

(2) 正会員 姫路市と本事業のデジタルサービスの構築等に係る契約を締結した者

(3) 特別会員 本事業に係る支援を実施する者

(入会)

第5条 特別会員として入会しようとする者は、事務局において別に定めるところにより入会の申込みを行い、会長の承認を得て特別会員になることができる。

2 本事業のデジタルサービスの構築等に係る契約を締結した者は、当該契約を締結

した時点で本会の正会員たる資格を取得したものとみなす。

（退会）

第6条 特別会員は、1か月前までに事務局において別に定める様式により本会に対し退会の申し出を行い、会長の承認を得て、退会することができる。

2 正会員は、次条による除名又は会員資格の喪失によるものを除き、本会を退会することができないものとする。

（会員資格の喪失及び除名）

第7条 正会員は、本事業のデジタルサービスの構築等に係る契約が終了した時点で、本会の正会員たる資格を喪失したものと推定する。ただし、姫路市が正会員たる資格を維持する旨の判断をした場合においては、この限りでない。

2 本会は、会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると認めた場合、会員資格を喪失させ、除名とすることができる。

- (1) 会員としての品格を損なう行為があると本会が認めた場合
- (2) 本規約その他の本会が定める規約若しくは本会との間で合意した約定に違反し、又は本事業の公益性を著しく毀損する行為をした場合
- (3) 本規約又は本規約以外における本会との間の取り決めに基づき本会に通知をすべき事項について、通知を怠り、又は虚偽の通知をした場合
- (4) 本会の事前の同意なく、本会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (5) 本会の事業活動を妨害する等により、事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (6) 法令又は公序良俗に違反した場合
- (7) 反社会的勢力若しくは反社会的団体又はその関係者であると認められた場合
- (8) 解散の決議（法令による解散を含む。）をした場合
- (9) その他、本会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合又は本会が信用不安と判断する相当の事由が発生した場合

(会員の権限・責務等)

第8条 すべての会員は、本会が第3条に定める活動を行うにあたり相互に協力する。

2 前項に定めるほか、各会員が有する権限及び責務は以下のとおりとし、当該権限又は責務の実施に必要な費用は各自が負担する。

(1) 代表会員は、以下の権限を有するものとする。

ア 本事業のデジタルサービスの構築内容にかかる最終決定

イ その他本会の目的を達成するために必要な事項

(2) 正会員及び特別会員は、以下の責務を負うものとする。

ア 本事業の実施にあたり、正会員は姫路市と締結した本事業のデジタルサービスの構築等に係る契約に従って本事業を推進するものとする。

イ 本事業の実施にあたり、特別会員は第5条第1項に規定される入会の申込みの趣旨に従って、本事業を支援するものとする。

ウ 正会員及び特別会員は、本事業の実施、管理、推進等に関して必要な情報を本会に提供する。

第4章 役員等

(役員等)

第9条 本会は次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、姫路市デジタル戦略本部長とし、本会を代表し、本会の活動を統括する。

3 副会長は、姫路市デジタル戦略本部副本部長とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

4 会長は、総会決議事項以外の事項について承認することができる。

第5章 総会

(構成)

第10条 本会の総会は、会員全員で組織されるものとする。

（開催及び招集）

第11条 総会は、会長が招集するものとし、1年に1回以上開催する。

2 開催場所その他総会の開催に必要な詳細事項は、会長が決定するものとする。

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

（議長）

第12条 総会においては、議長は会長とする。

（公開）

第13条 総会は、原則として非公開とする。ただし、総会の承認を得た場合は、全部又は一部を公開とすることができる。

（決議）

第14条 総会による決議事項は次の各号に定める事項とする。

- (1) 第3条に定める活動に関する重要な事項
- (2) 対外的な情報開示に関する事項
- (3) 本規約の変更に関する事項
- (4) 本会の解散に関する事項
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

2 総会における議決権は1会員につき1個とする。

3 総会の議事は、次条に規定するものを除き、出席会員の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（全員同意事項）

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において会員全員の同意をもって決する。

- (1) 本会の解散

（書面審議等）

第16条 会長は、必要と認めたときは、書面又はオンラインによる方法によって、総会報告事項及び総会決議事項の審議を行うことができる。

第6章 事務局

（事務局）

第17条 本会の事務局は、姫路市デジタル戦略室とする。

2 事務局長は、姫路市デジタル戦略室長とする。

3 事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 本会の運営に関する事務
- (2) 本会の総会その他会議体の企画・運営
- (3) その他本会の維持管理に必要な事務

第7章 雑則

（秘密保持）

第18条 各会員は、本会において知り得た本事業又は他の会員に関する一切の秘密事項（以下「秘密事項」という。）を、秘密事項の提供又は開示の当事者たる会員（以下「開示者」という。）に無断で第三者（第4項に定める委託先を除く。）に開示又は漏洩等してはならない。ただし、次の各号に掲げるものは、秘密事項に含まれないものとする。

- (1) 知り得た時に既に公知となっていたもの
- (2) 知り得た時に既に保有していたもの
- (3) 知り得た時に開示者から秘密事項にあたらぬ旨の通知を受けたもの
- (4) 知り得た後、自らの責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
- (5) 第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの

2 前項の定めは、本会の退会後又は解散後も、なおその効力を有するものとする。

- 3 各会員は、開示者から受領した秘密事項を、退会時に開示者の指示に従って開示者に返還又は破棄するものとする。
- 4 第1項から前項までの規定は、正会員及び特別会員が第8条に定める責務等を履行するために委託した者（本条において「委託先」という。）にも適用されるものとし、委託者たる正会員及び特別会員は、委託先をして第1項から前項までの規定を遵守させるものとする。
- 5 正会員及び特別会員は、第8条に定める責務等を履行するために委託をしたときは、速やかに委託先の情報を事務局に届け出るものとし、事務局は、各会員がこれを閲覧できるようにしなければならない。

（開示制限）

- 第19条 総会の議事内容、活動の経過及び結果その他本会で得た情報（秘密事項を含む。以下「本会内部情報」という。）は、原則として開示制限の指定を受けているものとみなす。
- 2 本会内部情報を本会の外部へ開示又は発表しようとする場合は、次の各号に掲げる場合を除き、事前に総会の承認を得なければならない。
 - (1) 各会員が、法令に基づき本会内部情報を開示しなければならないとき。
 - (2) 姫路市が、市民への説明責任を果たすために必要最小限と認める範囲内で本会内部情報を開示するとき。
 - 3 前項の規定にかかわらず、本会内部情報のうち秘密事項に該当する情報は、原則として開示者の承諾なく本会の外部へ開示又は発表することはできない。ただし、前項第1号に該当する場合で、開示しようとする本会内部情報に秘密事項が含まれているときは、速やかに開示者に書面で通知し、必要最小限の開示に留めるよう配慮した上で、開示することができるものとする。

（知的財産権等の帰属）

- 第20条 会員が、本会の活動に関連して、資料、情報等を提供した場合であっても、当該資料又は情報等にかかる知的財産権等（著作権、特許権等）は当該会員に留保

され、本会又は他の会員に譲渡又は利用許諾されるものではない。

2 本会の活動に関連して、新たに知的財産権等が発生又は移転する場合については別途協議し、帰属について定めるものとする。

（管轄及び準拠法）

第21条 本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、神戸地方裁判所姫路支部を管轄裁判所とする。

（協議事項）

第22条 本規約の内容について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

附 則

本規約は、令和５年１０月３日から施行する。

附 則

本規約は、令和６年１１月１９日から施行する。